

## 教育委員会 3 月定例会 議事録

**会議名** 教育委員会 3 月定例会  
**開催日** 令和 2 年 3 月 27 日（金）午後 3 時 00 分～午後 3 時 50 分  
**開催場所** 議会棟 5 階 第 2 委員会室  
**出席者** 高須教育長、玉井委員、真野委員、坂本委員、秋元委員  
**事務局等出席者**

荒木教育次長兼学校教育部長、田井教育監兼総合教育研修センター所長、野呂教育監、良社会教育部長、宮永学校教育部次長兼施設給食課長、藏守社会教育部次長兼社会教育課長、倉崎社会教育部次長兼文化スポーツ室長兼課長、高宮教育政策総務課長、谷口施設給食課課長、若林学務課長、山口教育指導課長、遠藤総合教育研修センター課長、山口文化スポーツ室課長、玉川中央図書館長、川原青少年課長、中村教育政策総務課係長、浦戸教育政策総務課係長、坂口（教育政策総務課担当）

### ○高須教育長

それでは、ただ今から、教育委員会 3 月定例会を始めさせていただきます。

本日の署名人は秋元委員にお願いいたします。

本日の案件は、報告事項が 3 件、議決事項が 7 件でございます。

それではまず、本日の配付資料について確認いたします。

事務局から説明をお願いします。

はい、高宮課長。

### ○高宮教育政策総務課長

本日の配付資料を確認させていただきます。

まず、教育委員会定例会の議案書、また、別冊資料としまして、議案第 7 号「令和 2 年度学校園に対する指示事項について」の 2 点でございます。

なお、教育長及び委員の皆様には、報告第 5 号及び報告第 6 号に関する資料の配付をしております。当該資料につきましては、個人情報も含まれた資料ですので、会議終了後、机の上に置いてお帰りください。

以上でございます。

### ○高須教育長

説明は終わりました。

それでは、議案書 1 ページ・2 ページ「2 月・3 月教育委員会一般事務報告」についてお伺いいたします。

事務局から報告事項はございませんか。

はい、高宮課長。

#### ○高宮教育政策総務課長

2月・3月の一般事務報告をいたします。

まず、2月25日から3月23日まで、令和2年3月市議会定例会が開催され、2月26日に予算決算常任委員会（文教生活分科会）、2月27日、3月19日に予算決算常任委員会（全体会）、3月11日、12日に文教生活常任委員会及び予算決算常任委員会（分科会）が開催されました。

なお、2月の教育委員会定例会において議決いただきました市長からの意見聴取に関する議案につきましては、全て可決されましたので、あわせて報告させていただきます。

次に、本日、3月27日に教育委員懇話会及び教育委員会3月定例会を開催しております。

続きまして、教育委員会後援の状況について御報告いたします。

2月10日から3月10日までの教育委員会の後援状況でございますが、全体で7件ございました。いずれも継続でございます。

以上でございます。

#### ○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、山口課長。

#### ○山口教育指導課長

3月の行事報告をさせていただきます。

3月13日に中学校、18日に小学校の卒業証書授与式が行われました。新型コロナウイルス感染予防のため、出席者を卒業生、卒業生の保護者、教職員という形で規模を縮小し、会場につきましても換気など感染症対策を十分に行った上で、時間も短縮しての実施となりました。子供たちは当日の朝、流れの説明を受けての実施となりましたが、各学校とも円滑に実施されたとの報告を受けております。

以上でございます。

#### ○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、藏守次長。

#### ○藏守社会教育部次長兼社会教育課長

1件事務報告をさせていただきます。

3月19日に令和元年度第5回社会教育委員会議を開催し、記載内容のとおり、協議を行いました。

以上でございます。

**○高須教育長**

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

では、ないようですので、次に、3ページ「3月・4月教育委員会行事計画書」についてお伺いします。

事務局から何かございませんか。

はい、高宮課長。

**○高宮教育政策総務課長**

4月20日に教育委員懇話会、27日に教育委員会4月定例会の開催を予定しております。

以上でございます。

**○高須教育長**

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、山口課長。

**○山口教育指導課長**

4月の行事計画の報告をさせていただきます。

4月6日に小学校、4月7日に中学校の入学式を予定しております。卒業式と同様に規模を縮小し、感染症対策を十分に行った上での実施を現在予定しております。

また、4月2日に令和2年度の校園長会を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染予防のため、次年度につきましては中止とさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

**○高須教育長**

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

では、ないようですので、「3月・4月教育委員会行事計画書」については、予定どおり、よろしくお願いたします。

次に、4ページでございます。

報告第5号「職員の分限処分について」を議題といたします。

はい、高宮課長。

**○高宮教育政策総務課長**

ただ今御上程いただきました報告第5号、職員の分限処分につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理しましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるところでございます。内容につきましては、5ページを御覧ください。

本職員は小学校に勤務している職員で、病氣療養のため休業を要する旨の診断書が

提出され、令和2年3月27日から令和2年9月26日までの休職発令を行ったものでございます。

以上でございます。

**○高須教育長**

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第5号「職員の分限処分について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○高須教育長**

御異議なしと認めます。

よって、本案は報告どおり承認することに決めます。

次に、6ページでございます。

報告第6号「職員の分限処分について」を議題といたします。

はい、高宮課長。

**○高宮教育政策総務課長**

ただ今御上程いただきました報告第6号、職員の分限処分につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時代理しましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、7ページを御覧ください。

本職員は青少年課の職員で、病気療養のため休業を要する旨の診断書が提出され、令和2年3月4日から令和2年4月3日までの休職発令を行ったものでございます。

以上でございます。

**○高須教育長**

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第6号「職員の分限処分について」は、報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○高須教育長**

御異議なしと認めます。

よって、本案は報告どおり承認することに決めます。

次に、8ページでございます。

報告第7号「新型コロナウイルス感染症に伴う自主登校園実施の協力依頼について」を議題といたします。

はい、若林課長。

**○若林学務課長**

ただ今御上程いただきました報告第7号、新型コロナウイルス感染症に伴う自主登校園実施の協力依頼につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理しましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

新型コロナウイルス感染症に伴う自主登校園実施の協力依頼につきまして、2月21日に政府より、3月2日から春休みまでの臨時休業の要請を受け、本市におきましても政府の方針に準じた対応を行うことを決定しましたが、働く保護者の負担を軽減するため、3月2日から3月24日までの間、市職員を配置し、自主登校園を実施することといたしました。

10ページを御覧ください。

自主登校園の実施に当たり、人・ふれあい部危機管理監から学校教育部教育監へ実施に伴う協力依頼があり、これを受け、9ページありますように各小中学校長に対し、期間中の学校施設の利用や教職員の協力等、円滑な実施に向け、協力依頼を行ったものでございます。

以上でございます。

#### ○高須教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

はい、真野委員。

#### ○真野委員

まず、自主登校園というのは、こういう状況を想定しておらず、自然災害や事故で1日、2日を想定されたものだったと思いますが、これだけの長きにわたり市の職員の方、それから先生方の御協力もあったと聞きます。本当に感謝申し上げます。

多少の戸惑いもあったと思いますが、そういった中で、こういうところがよかった、ここは課題としてあるのではないかと、というところがありましたら、報告いただけたらと思います。

#### ○高須教育長

はい、若林課長。

#### ○若林学務課長

当初は市職員の配置、留守家庭児童会指導員、それから学校教職員に本当に御尽力いただいたことでスムーズな運営ができたと聞いております。

特に、子供たちが1日学校で過ごすということで、タイムスケジュール等、各学校で工夫していただいたり、また給食提供に当たりましては、各学校の協力をいただいたことでスムーズな運営ができたと聞いております。今回の自主登校園で出てきた課題については今後も危機管理室防災課とも連携して、検討を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

**○高須教育長**

はい、野呂教育監。

**○野呂教育監**

今回の実施に当たりましては、実際に市の職員、留守家庭児童会、それから教職員の三者が連携を図り、子供たちは1部屋に20人までという基準を設け、教室もしっかり確保しました。時には校長がリーダーシップをとって時間割りを作ったり、給食提供にあっては教員の力が必要であり、先生方が教室に入って、子供たちの安全を守りながら、しっかり取り組めたと認識をしております。

以上でございます。

**○高須教育長**

はい、真野委員。

**○真野委員**

ありがとうございます。関係の皆様がしっかり連携を図りながら対応していただいたこと、本当に感謝申し上げます。

ただ、これから先はまだ予断を許さない状況ですので、是非また整理して、またそういう事態があった場合はスムーズな対応をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

**○高須教育長**

ほかに、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第7号「新型コロナウイルス感染症に伴う自主登校園実施の協力依頼について」を、報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○高須教育長**

御異議なしと認めます。

よって本案は、報告どおり承認することに決めます。

次に、議決事項に移ります。

11ページでございます。

議案第4号「寝屋川市教育委員会事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

はい、若林課長。

**○若林学務課長**

ただ今御上程いただきました議案第4号、寝屋川市教育委員会事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、令和2年4月1日に施行される機構改革において、学務課が所掌する市立幼稚園の入退園、保育料等に関する事務が保育課の所掌となることから、同規則の一部改正を行うものでございます。

説明につきましては、条文の朗読を省略させていただき、13ページの新旧対照表において御説明をいたします。

右側が現行、左側が改正案でございます。

第2条に次の項を加えます。

4、委員会は、委員会の事務のうち、次の各号に掲げる事務をこども部保育課長の職にある者に補助執行させる。

(1) 市立幼稚園の入園及び退園に関すること。

(2) 市立幼稚園の保育料の決定及び徴収等に関すること。

なお、附則といたしまして、この規則は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

#### ○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第4号「寝屋川市教育委員会事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について」を、原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、14ページでございます。

議案第5号「寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

はい、高宮課長。

#### ○高宮教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました議案第5号、寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則について、御説明を申し上げます。

本案につきましては、学務課所掌事務の一部がこども部保育課に移行されることに伴いまして、同規則の改正が必要となったため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

それでは、条文の朗読は省略させていただきまして、改正内容について御説明申し上げます。

内容につきましては、16ページ、17ページの新旧対照表を御覧ください。

第5条、学務課の分掌事務のうち、第15号から18号までの事務を削除するものでございます。

なお、附則といたしまして、この規則は令和2年4月1日から施行いたします。

以上でございます。

**○高須教育長**

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第5号「寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則について」を、原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○高須教育長**

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、18ページでございます。

議案第6号「寝屋川市ドリームプラン選考委員会規則を廃止する規則について」を議題といたします。

はい、山口課長。

**○山口教育指導課長**

ただ今御上程いただきました議案第6号、寝屋川市ドリームプラン選考委員会規則を廃止する規則について、寝屋川市ドリームプラン選考委員会の規則を廃止するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、令和2年3月市議会、定例会におきまして、寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例が議決されたことを受けまして、本規則を廃止するためでございます。

19ページを御覧ください。

寝屋川市ドリームプラン選考委員会規則を廃止する規則でございます。

附則といたしまして、施行期日を令和2年4月1日とするものでございます。

以上でございます。

**○高須教育長**

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

はい、真野委員。

**○真野委員**

ドリームプランというのは、平成15年からということですが、それぞれの中学校区はその地域の状況や、児童生徒の状況を踏まえ、特色ある教育活動を進めることで、いろんな成果があがっていると思います。これまでの取組をさらに進めていって良いものかどうか、それとも、選考委員会は廃止し、これまでの取組も合わせて終わるということですか。

**○高須教育長**

はい、山口課長。

**○山口教育指導課長**

ドリームプランを柱とした、中学校区が一体となった特色ある取組につきまして、



その方向性等は、教職員に既に根づいております。つきましては、小中一貫教育を柱とした取組の中でこれからまた新たに進める寝屋川教育の構築を進め、同じ方向を向いた取組を進めてまいりたいと思っております。この規則が廃止されることによりまして、取組がなくなってしまったわけでは決してございません。

以上でございます。

**○真野委員**

寝屋川の全ての学校、それから教職員が一つの目標に向かって取組を進めていくということは、非常にいいことだと思います。

今、課長から説明がありましたように、それぞれの中学校区で一定の成果を上げてきたわけですから、それぞれの学校の裁量で独自性も認めていくというのは非常に重要だろうと思います。一つの目標に向かって進んでいきますが、それぞれの学校の裁量でされている取組も尊重していただきたいと思っております。その点はいかがですか。

**○高須教育長**

はい、山口課長。

**○山口教育指導課長**

ドリームプランの取組の中で、既に地域の方に学校等にお越しいただくなど学校独自の取組もございます。そちらにつきましては教育指導課の他の事業で支援いただくような形も可能でありますので、そういった取組につきましては可能な限り継続できるように学校も支援してまいりたいと思っております。

以上でございます。

**○真野委員**

ありがとうございます。

**○高須教育長**

ほかに、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第6号「寝屋川市ドリームプラン選考委員会規則を廃止する規則について」を、原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○高須教育長**

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり議決いたします。

次に、20ページでございます。

議案第7号「令和2年度学校園に対する指示事項について」を議題といたします。

はい、山口課長。

**○山口教育指導課長**

ただ今御上程をいただきました議案第7号、令和2年度学校園に対する指示事項について、令和2年度学校園に対する指示事項を決定するため、教育委員会の議決を求

めるものでございます。

提案理由といたしましては、市立学校園に本市教育委員会の指示事項を提示するとともに、教育の充実を図るためでございます。

別冊資料を御覧ください。

まず、2ページを御覧ください。

教育大綱が策定されたことを受けまして、「寝屋川だから学べる」という基本理念を踏まえ、その実現を2つの視点から目指すことから、「考える力の確立」、「特色ある寝屋川教育の確立」の2つの重点取組に整理をいたしました。

目指す子ども像につきましては、これまで5つ示しておりましたが、「考える力を身につけた、たくましく生き抜く子」といたしまして、寝屋川が目指す教育のイメージ図を下段のほうに示させていただいております。

この図におきましては、考える力を土台、ベースといたしまして、寝屋川方式の学習法、寝屋川スタンダードにより学力、体力の向上を目指すことを示させていただいております。

内容につきましては、次年度の事業などを踏まえまして、本年度の内容から変更箇所について波線で表記しております。

それでは、大きく変更、追加いたしました部分につきましては、御説明させていただきます。

11点ございます。

まず、「考える力の確立」についてでございます。3ページを御覧ください。

上段の四角囲みの中についてでございますが、「考える力」、「生き抜く力」の育成に向けた重点といたしまして、「ディベート教育や道徳教育など、教育活動全体を通じて考える力の育成を図ること」、「寝屋川方式の学習法、ねやがわスタンダードにより、全ての教職員が共通理解のもと指導を行うこと」、「考える力をベースとし、基礎から発展につながる学力、さまざまな理論に基づき鍛え上げる体力などを確実に身につけさせ、子どもたちの生き抜く力を育むこと」と記載をさせていただいております。

続きまして、2点目でございます。同じく3ページ、四角囲みの下段となります。

「ディベート教育推進」の項目についてですが、ディベート教育を開始するに当たり、総合的な学習の時間での実施とすること、各教科・領域における活動等の関連を図ること、学習内容と社会との関連を留意することなど、実施における留意点を記載させていただいております。

続きまして、3点目でございます。6ページ及び7ページを御覧ください。

スポーツ・部活動の活性化の項目につきましては、「寝屋川市部活動の在り方に関する方針」に沿った対応といたしまして、「生徒のバランスの取れた心身の成長を促すとともに、教員の長時間勤務の解消等も考慮するよう」という文言を追加いたしました。

続きまして、4点目でございます。8ページの上段の四角囲みの中を御覧ください。

「特色ある寝屋川教育の確立」に向けた取組といたしまして、「開かれた学校づくりを推進し、家庭・地域と一体となって子供たちを育む「寝屋川市だから学べる」特色ある教育を確立・推進すること」、「就学前教育・学校教育・社会教育にわたり、生涯を通じて学び続けることができる環境づくりを推進すること」と記載をいたしました。

続きまして、5点目でございます。同じく8ページを御覧ください。

「学校の組織力の向上」の項目につきましては、全教職員が同じ方向性のもと、学校組織力向上を図るために、「校長のリーダーシップのもと、教職員等が互いに学び合い、育ち合う同僚性を高めつつ、一体となって学校組織のマネジメントを進めていくこと」を追加いたしました。

続きまして、6点目でございます。9ページを御覧ください。

一番下段の「情報教育の充実」の項目につきましては、小学校におけるプログラミング教育の実施に当たりまして、「小学校においては、プログラミング教育における体験を通して、プログラミング的思考を育み、コンピュータ等を必要に応じて活用しながら問題を解決しようとする態度を育てるよう指導すること」の文言を追加いたしました。

続きまして、7点目でございます。10ページを御覧ください。

「キャリア教育の推進」の項目につきましては、キャリア教育を系統的に展開するため、小学校から高等学校までの学びのプロセスを振り返って蓄積することができるポートフォリオ的な教材として、文科省や府から、キャリアパスポートという形で提示されておりますが、この「キャリアパスポート等を作成し、活用するよう指導すること」の文言を追加いたしました。

続きまして、8点目でございます。同じく10ページを御覧ください。

「指導方法の工夫改善」の項目につきましては、「指導方法の統一を図るため、ねやがわスタンダードを基盤とし、教職員で指導方法等について協議し、共通した方針のもと、児童生徒の指導にあたること」の文言を追加いたしました。

続きまして、9点目でございます。12ページを御覧ください。

「いじめへの対応」の項目につきましては、迅速かつ適切な対応を図るため、「いじめ対応セルフチェックシートの活用」と「認知したいじめについては速やかに教育委員会へ報告するとともに、監察課との連携を図ること」の文言を追加いたしました。

続きまして、10点目でございます。15ページを御覧ください。

「重点研究の推進」の項目につきましては、重点取組であります「ディベート教育」、「寝屋川方式」等について、各校での研究推進に加え、連絡協議会等を通じて成果普及に努めることを記載させていただいております。

最後に、11点目でございます。16ページを御覧ください。

「教育コミュニティづくりの推進」の項目につきましては、今後、学校運営協議会

の意向も視野に入れ、地域と学校の連携、協働をより一層推進するよう、「教育コミュニティづくりの推進」といたしまして、項目を追加させていただいております。

以上でございます。

**○高須教育長**

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

はい、真野委員。

**○真野委員**

やはりこの指示事項をしっかり教職員の方に周知徹底をお願いしたいと思います。考える力の確立、そして特色ある寝屋川教育の確立に向かって、全ての学校、全ての先生方が一定の共通理解を持って進めていこうというのが大きな肝になっていると思います。そういう意味で、周知徹底をお願いしたいということです。

そのような中で、なかにはこの方式にはまらない子、なじまない子も出てくるのではないかと思います。そうした児童生徒を支援するような体制づくりも合わせて行うのが非常に大事なのではないかと思いますので、そのあたりは何か行っていこうということはございますか。

**○高須教育長**

はい、山口課長。

**○山口教育指導課長**

当然、これを一つの大きな方向性ということで、各校で実施してまいります。

ただ、今御指摘いただきましたような、一部そのような児童生徒への対応につきましては、既に各学校に、少人数教育推進人材や、児童生徒支援人材等の市の人材も配置をさせていただいておりますので、そういった人材により、個別に対応させていただくことで、教員との連携も図りながらチームとして全体のレベルアップ、考える力の育成に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○真野委員**

是非よろしくお願ひしたいと思います。私自身はこの考える力を確立する、それから寝屋川方式の教育を構築していくというのは、大いに賛成していますし、その方向で進めていっていただきたいと思っております。ただそういうことを危惧しましたので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

一方、子供や、保護者は常々安全・安心な学校を望んでおられると思います。教職員もやっぱり安全で安心な学校づくりをきっちりやっていくことは非常に大事だと思います。

そんな中で、例えば11ページの生徒指導の充実、それからその下の相談機能の充実、次のページで、いじめの対応、不登校の対応、体罰の防止、虐待の防止、14ページのセクシャルハラスメントの防止、それから服務・規律の確立、15ページの教育環境の整理、危機管理体制の確立、それから16ページ、防災教育の推進。このあたりは教職

員全体で、共通理解して臨んでいただきたい。そうすることが安全・安心な学校づくりにつながると思いますので、よろしくをお願いします。

**○高須教育長**

その方式になじめない子供たちが存在するということもあり得ると思いますが、そういう子供たちをなくしていくために考える力を育てているという、そういう方向も当然あるかと思います。

はい、山口課長。

**○山口教育指導課長**

一定の指導方法の統一化を図る中で、全ての子供たちが前を向いて取り組んでいけるように、方向性を定めている部分ですので、今仰っていただいたことも当然ございます。しっかり連携しながら進めてまいりたいと考えております。

**○高須教育長**

例えばディベートとか、道徳とか、そういうものをしっかりと指導するということが、結局子供たちが自分の意見を述べるということを促したり、あるいは堂々と意見を主張し合うとか、あるいは聞くとか、そういうお互いを尊重し合うということがそのメインになっているのではないかと、事務局はもっとしっかりと考えてほしいと思います。

はい、山口課長。

**○山口教育指導課長**

はい。そういった観点でしっかり学校と共有をしてまいりたいと思っております。

**○高須教育長**

はい、よろしくをお願いします。

ほかに、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第7号「令和2年度学校園に対する指示事項について」を、原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○高須教育長**

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり議決いたします。

次に、21ページでございます。

議案第8号「寝屋川市立埋蔵文化財資料館条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

はい、山口課長。

**○山口文化スポーツ室課長**

ただ今御上程いただきました議案第8号、寝屋川市立埋蔵文化財資料館条例施行規則の一部を改正する規則について、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、寝屋川市立埋蔵文化財資料館の開館時間、休館日を変更することから、施行規則の一部改正を行うものでございます。

説明につきましては、条文朗読を省略させていただき、23ページから26ページの新旧対照表において御説明をさせていただきます。

第2条中、午後5時30分を「午後5時15分」に改め、第3条第2号の「毎週の月曜日及び火曜日」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、施行期日につきましては、この規則は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

#### ○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第8号「寝屋川市立埋蔵文化財資料館条例施行規則の一部を改正する規則について」を、原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり議決いたします。

次に、25ページでございます。

議案第9号「寝屋川市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。

はい、山口課長。

#### ○山口文化スポーツ室課長

ただ今御上程いただきました議案第9号、寝屋川市スポーツ推進委員の委嘱について、スポーツ基本法第32条第1項の規定に基づき、寝屋川市スポーツ推進委員に委嘱するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、寝屋川市スポーツ推進委員が令和2年3月31日で任期満了となるため、新たに令和2年度、3年度、2か年の委嘱を行うためでございます。

26ページから27ページに、寝屋川市スポーツ推進委員候補者の名前を掲載しております。

以上でございます。

#### ○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第9号「寝屋川市スポーツ推進委員の委嘱について」を、原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、28ページでございます。

議案第10号「寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会規則の制定について」を議題といたします。

はい、玉川館長。

### ○玉川中央図書館長

ただ今御上程いただきました議案第10号、寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会規則の制定について、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会設置に伴い、同規則を制定し、必要な事項を定めるものでございます。

資料の29ページから31ページを御覧ください。

それでは、条文の朗読を省略させていただきまして、規則の内容について御説明申し上げます。

29ページ、第1条の趣旨につきましては、本規則が寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例第3条の規定に基づき、寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものであることを定めるものでございます。

第2条は、委員会を15人以内の委員で組織することを定めるものでございます。

第3条は、委員会委員の構成について定めるもので、委員構成につきましては記載のとおりでございます。

30ページ、第4条は、委員の任期を定めるもので、教育委員会が委嘱した日から翌年3月31日までとしておりますが、最後の附則第2項に、この規則は、寝屋川市子ども読書活動推進計画の策定の日限り、その効力を失うとしておりまして、委員の任期もこれに従うものでございます。

第5条は、委員会の委員長及び副委員長についての選出方法及び職務を定めるものでございます。

第6条は、委員会の招集及び議長、会議の成立要件等を定めるものでございます。

第7条は、委員会が所管する事務遂行に必要と判断した場合は、関係職員に資料の提出等を求めることができることを定めるものでございます。

第8条は、委員会が調査審議した結果を教育委員会に報告することを定めたものでございます。

第9条は、委員会の庶務を中央図書館が処理することを定めたものでございます。

31ページ、第10条は、本規則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めることを定めるものでございます。

最後に、附則といたしまして、本規則は、令和2年4月1日から施行することを定めるものでございます。

以上でございます。

**○高須教育長**

ただ今の説明に対しての御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第10号「寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会規則の制定について」を、  
原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○高須教育長**

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

以上で、予定の案件は全て終了いたしました。

このほかに事務局から報告事項があればお願いいたします。

では、ないようですので、これをもちまして、教育委員会3月定例会を終了させて  
いただきます。